

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会と称する。(以下、当法人という。)

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、長野県の保健・医療・福祉分野又は地域包括ケア分野で相談事業に携わる者が、資質と専門技術の向上を図り、協力、連携し、社会福祉の発展に努めることを目的として次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査及び研究。
- (2) 機関紙、会報の発行。
- (3) セミナー及び研修会の開催。
- (4) 関連団体との連携、交流。
- (5) 会員相互の親睦に関する事業。
- (6) その他当法人の目的達成に必要な事業。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しないものとする。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく3年以上会費を納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを逃れることが出来ない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名。
- (2) 理事及び監事の選任又は解任。
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認。
- (4) 収支予算の決定及び決算報告の承認。
- (5) 定款の変更。
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項。

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(定足数)

第16条 会議設立に必要な定足数は規約で別に定める場合を除き次の通りとする。

- 1 社員総会においては社員の3分の1以上。
- 2 理事会においては理事の2分の1以上。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上。

監事 2名以内。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から1名を選定し、代表理事をもって会

長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し再任は妨げない。

3 任期途中で役員に選出された者は前任者の残任期間と同一とする。

4 役員は、任期満了の場合において後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行ない、任期満了後の最初の社員総会の終結まで会の運営を行なう。

(役員解任)

第26条 役員及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、本定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定。

(2) 理事の職務の執行の監督。

(3) 代表理事の選定及び解職。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長となる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長

は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講
じることができる。

4 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、
監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び
第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類について
は、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告。

(2) 事業報告の附属明細書。

(3) 貸借対照表。

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)。

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び
社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分
の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分
の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、当法人
と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するも
のとする。

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は成立の日から、平成30年3月31日に終わるものとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 植竹 日奈

設立時理事 杉野 仁

設立時理事 丸山 健太

設立時代表理事 植竹 日奈

設立時監事 河村 雅宏

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 ***** 略 *****

設立時社員 植竹 日奈

住 所 ***** 略 *****

設立時社員 杉野 仁

住 所 ***** 略 *****

設立時社員 丸山 健太

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会設立のため、本定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成29年 3月 6日

設立時社員 植竹 日奈 印

設立時社員 杉野 仁 印

設立時社員 丸山 健太 印